

令和8年度 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会議事録

日 時	令和8年5月13日（水）10時00分～10時20分
場 所	本庁舎1階 102会議室 〈対面及びWEB会議のハイブリット形式にて開催〉
出席者 (委員)	峯尾委員（会長） 小林委員 赤塚委員 大村委員 隆島委員
出席者 (行政)	(施設所管課・関係課) 施設課 木村係長 地域包括ケア推進室 田原係長、高野職員 高齢者事業推進課 菊川課長 高齢者在宅サービス課 清水課長 障害計画課 横山課長 障害者施設指導課 大熊係長 障害者社会参加・就労支援課 裨宜課長、土橋係長、荻野主任 保健医療政策部保健医療政策課 山村係長、吉見職員 (事務局) 企画課 鈴木担当課長、久野木課長補佐、中村係長、宇内主任
出席者 (見学：次期 委員)	行實委員
議 題	1 本委員会の運営について（公開） 2 指定管理施設について（報告）（公開） （1）指定管理者制度導入施設の状況について （2）指定管理施設の期間更新について （3）指定管理施設の民設化等について 3 施設整備に伴う民間事業者の選定について（公開） 4 その他
傍聴者	0名

発言者	議事内容
<p data-bbox="252 344 363 423">事務局 鈴木課長</p> <p data-bbox="220 495 395 573">事務局 久野木課長補佐</p> <p data-bbox="252 1128 363 1162">峯尾会長</p>	<p data-bbox="432 344 608 378"><開会挨拶></p> <p data-bbox="432 495 815 528"><資料の確認及び委員委嘱> 本委員会は委員定数10人以内で組織することとされており、現在の任期は、令和6年5月31日から令和8年5月30日の2年間となり、今回は任期2年目となる。</p> <p data-bbox="432 736 847 770"><委員会の位置付けについて> ○資料1により説明 本委員会は、川崎市附属機関設置条例第2条を根拠とする附属機関であること、所掌事務の説明</p> <p data-bbox="432 983 608 1016"><会長選出> 隆島委員より峯尾委員を推薦、会長を選任</p> <p data-bbox="432 1128 668 1162"><会長あいさつ></p> <p data-bbox="432 1229 727 1263"><委員会成立の報告> 川崎市附属機関設置条例第7条第2項の規定による委員会成立 (6名中5名出席) また議案すべてについて、公開とする</p> <p data-bbox="432 1476 668 1509"><傍聴人の確認> 傍聴人はいないことを確認</p> <p data-bbox="432 1621 668 1655"><会議録の確認> 会議録は「要約方式」とし、発言者がわかるよう委員名は記載する。文書開示請求等があった場合には、委員名は原則として開示される。</p> <p data-bbox="432 1812 608 1845"><委員了承></p>

<p>事務局 久野木課長補佐</p>	<p><議 事> 議題 1 「本委員会の運営について」</p> <p>○資料 2 により説明</p> <p><u>川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会の所掌事務について</u></p> <p>本委員会は、健康福祉局が所管する事務において、民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否や事業者の選定等に関し調査審議をいただく。</p> <p>健康福祉局が所管する施設については、高齢者施設、障害者施設、葬祭場等と施設種別が多いこと、またそれぞれ個別施設ごと特殊性のある施設が多く存在しているため、各施設の運営状況や財務状況等の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関しては、施設所管課ごとに部会を設けて、ご審議いただきたいと考えている。</p> <p>このため、施設の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関することについては、各部会の所掌事務として位置付けたい。</p> <p>また、指定管理を除いた福祉施設の設置に伴う民間事業者の選定についても部会の所掌事務とし、高齢者施設、障害者施設にそれぞれ部会を分けてご審議をいただきたいと考えている。</p> <p>指定管理者制度を含めた民間活力を活用した手法の導入の適否など、制度の根幹に関する事項や、部会の設置、部会委員の指名などの条例事項に関しては本委員会の機能としたい。</p> <p>委員会、部会ごとの所掌事務及び事業所管課については資料に記載のとおり、部会としては、養護老人ホーム、総合福祉センター、老人福祉センター、老人いこいの家等を対象とした指定管理高齢者施設部会、障害者入所・通所施設等を対象とした指定管理障害者施設部会、南北斎苑を対象とした指定管理斎苑部会、その他に、民設高齢者施設を対象とした高齢者施設整備選定部会、民設障害者施設を対象とした障害者施設整備選定部会、5つの部会による構成となる。</p> <p>○資料 3 により説明</p> <p><u>本委員会委員について</u></p> <p>本委員会委員については、現委員の任期である令和 8 年 5 月 3 0 日までのものと、次期委員の任期が始まる令和 8 年 5 月 3 1 日以降のものを記載している。</p> <p><u>部会委員について</u></p>
------------------------	--

<p>峯尾会長</p> <p>事務局 久野木課長補佐</p>	<p>部会委員の指名については、本委員会の機能であり、会長が本委員会に諮って指名することとされている。今年度の各部会については、資料3の名簿の委員構成により行っていきたい。</p> <p>また、部会での審議内容による臨時委員の追加や、欠席者が多く会議開催要件を満たさないといった場合、臨時委員の変更等の対応が必要となる場合も想定されるが、部会委員選任に関する議案のみで本委員会を開催することは、委員の皆様への負担等にもつながることから、そのような場合は、メール等により委員の確認をもって承認をいただくといった運営手法をとりたいと考えている。また、内容にもよるが、その他組織や運営に関する必要な事項などについても、同様の取り扱いとさせていただきたいと考えている。</p> <p>議題1に対する決議 <委員5名了承></p> <p>議題2「指定管理施設について」(報告)</p> <p>○資料4により説明</p> <p><u>(1) 指定管理者制度導入施設の状況について</u></p> <p>健康福祉局においては、本年4月1日現在、高齢者関連施設、障害者関連施設、葬祭場、合わせて83施設について、指定管理者制度の活用による管理・運営を行っている。</p> <p>各施設の年度評価及び指定期間が満了を迎える施設の総括評価については、今後、各部会を開催し、ご審議いただく予定である。</p> <p><u>(2) 指定管理施設の期間更新について</u></p> <p>更新手続きを前倒しするため、令和8年度に総括評価及び次期指定管理者を選定する施設は黄色で示しており、井田重度障害者等生活施設の1施設となっている。また、令和9年度に次期指定管理者を選定するため、今年度総括評価を実施する施設は、水色で示しており、北部リハビリテーションセンターの北部在宅支援室、北部地域生活支援センター、北部日中活動センター及び10ページの社会復帰訓練所の4施設となる。</p> <p><u>(3) 指定管理施設の民設化等について</u></p> <p>資料11ページの「民設化移行・廃止施設(再編整備計画関係)」は令和7年度に廃止された「三田福祉ホーム」が追加されて20施設となる。</p>
------------------------------------	--

<p>峯尾会長</p>	<p>議題 2 に対する質疑の有無について確認 <質問・意見等なし></p>
<p>事務局 久野木課長補佐</p>	<p>議題 3 「施設整備に伴う民間事業者の選定について」</p> <p>○資料 5 により説明</p> <p>高齢者・障害者施設の整備に伴う民間事業者の選定を行うものである。 今年度は資料に記載のとおり、「初山市営住宅余剰地地域密着型サービス」、 「中原区小杉地区地域密着型サービス」、「介護医療院」、「民有地における介護 老人保健施設」の 4 件について事業者の選定を行っていく予定。</p>
<p>峯尾会長</p>	<p>議題 3 に対する質疑の有無について確認 <質問・意見等なし></p>
<p>事務局 久野木課長補佐</p>	<p>議題 4 「その他」 特になし</p>
<p>峯尾会長</p>	<p><閉会挨拶></p>
<p>事務局 鈴木課長</p>	<p>本市の「附属機関等の設置等に関する要綱」では、「委員の在任期間は、委員 就任時において通算して 10 年を超えないものとする。」と規定されている。 そのため昨年度中に通算就任期間が 10 年を超える委員の皆様は 5 月 31 日 以降の次期委員選任等にご協力をいただいた。現在の委員の皆様の任期は、 令和 8 年 5 月 30 日までとなっており、赤塚委員、大村委員、小林委員、村 井委員、峯尾委員におかれては現在の任期の満了をもってご退任となる。ご 退任となる委員の皆様には長きに渡り、本会の運営にご協力賜り御礼申し上げる。</p> <p><終了></p>